

関電 太郎殿

一般社団法人 太陽光発電  
ABCD 代行申請センター

## 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）

変更認定の場合、タイトルが「変更認定」となります

2021年10月10日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代理申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関わる特別措置法（平成23年法律第108号）第9条3項の規定に基づき、下記のとおり条件を付して再生可能エネルギー発電事業計画の認定がなされましたので、通知します。

記

## 1. 再生可能エネルギー発電事業計画の主な内容

|                             |   |                     |
|-----------------------------|---|---------------------|
| 認定日                         | 2021年10月10日   |                     |
| 設備ID                        | SB12345E00  |                     |
| 担当経済産業局                     | 近畿経済産業局   |                     |
| 手続番号                        | 2021S エネ対認定 1000号   |                     |
| 事業者名                        | 関電 太郎   |                     |
| 代表者指名                       |   |                     |
| 事業者住所                       | 大阪市北区中之島 3-6-16   |                     |
| 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」への該当 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無  |                     |
| 発電設備の区分                     | 太陽光発電設備（10kW未満）   |                     |
| 発電設備の出力                     | 4.0kW   |                     |
| 発電設備の名称                     |   |                     |
| 発電設備の設置場所                   | 大阪市北区中之島 3-6-16   |                     |
| 複数太陽光発電設備設置事業の該当性           | <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 第一種複数太陽光発電設備設置事業<br><input type="checkbox"/> 第二種複数太陽光発電設備設置事業<br><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない |                     |
| 事項<br>太陽光電池に係る              | 製造事業者   | KD 製造所              |
|                             | 種類  | A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池 |
|                             | 変換効率  | 20.00%              |
|                             | 型式番号  | KD-0001             |
|                             | 枚数  | 20枚                 |

|              |      |             |
|--------------|------|-------------|
|              | 合計出力 | 5 k W       |
| 配線方法         |      | Y：余剰配線（太陽光） |
| 電気供給量の計測方法   |      | 単独計測        |
| 自家発電設備の設置の有無 |      | 無し          |
| 接続契約締結日      |      | 2021年10月1日  |

## 2. 調達価格・調達期間

|      |         |
|------|---------|
| 調達価格 | 14.00 円 |
| 調達期間 | 10 年    |

## 3. 条件

認定日（2021年10月10日）から起算して1年後の日（2022年10月10日。以下「運転開始期限日」という。）までに、法第2条第5項に規定する特定契約に基づいて再生可能エネルギー電気の供給を開始すること。

運転開始期限日までに再生可能エネルギー電気の供給が開始されない場合には、本認定は、運転開始期限日の翌日以降将来にわたり、その効力を失う。この場合において、運転開始期限日以降に行われる再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定及び変更届出は、その効力を有しない。

## 4. 備考

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1講第6号の規定により、運転開始1ヶ月以内に当該発電設備の設置に要した費用に関する情報などを「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出してください。また経済産業大臣に提出を求められた場合は、同項第7号の規定により、当該発電設備の運転に要する費用に関する情報等を「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出してください。
- (2) 本認定後、認定基準の充足を確認するために必要な情報又は資料の提出や事業計画内容の補正を求める場合があります。

### < 教示 >

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

この処分について取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）に規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。